

## 愛媛県居宅介護等従業者養成研修事業指定要領

### 第1 目的

この要領は、「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成18年9月29日厚生労働省告示第538号。以下「告示」という。）及び「居宅介護職員初任者研修等について」（平成19年1月30日障発第0130001号。以下「通知」という。）の第1の3に基づき、地方局長が愛媛県内で研修事業を実施する者の指定を行う場合の取扱いについて定めるものとする。

### 第2 事業者の指定に関する要件

- (1) 事業者は、事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務的能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有する者であること。
- (2) 研修事業の経理が他の事業の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等研修事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。

### 第3 事業の内容に関する要件

- (1) 研修事業が告示及び通知に定める内容に従い、継続的に毎年1回以上実施されること。
- (2) 研修カリキュラムは、別紙1に定める内容以上であること。ただし、別表に掲げる場合は、各研修における時間数を免除することができる。
- (3) 修了年限については以下のとおりであること。
  - ① 居宅介護職員初任者研修にあつては8月以内とする。ただし、地域の実情等により地方局長がやむを得ないと認めた場合は1年6月以内とする。
  - ② 障害者居宅介護従業者基礎研修にあつては4月以内とする。ただし、地域の実情等により地方局長がやむを得ないと認めた場合は8月以内とする。
  - ③ 重度訪問介護従業者養成研修基礎課程、重度訪問介護従業者養成研修追加課程にあつては1月以内とする。ただし、地域の実情等により地方局長がやむを得ないと認めた場合は2月以内とする。  
また、重度訪問介護従業者養成研修基礎課程と重度訪問介護従業者養成研修追加課程を同時並行的に実施する場合にあつては2月以内とする。ただし、地域の実情等により地方局長がやむを得ないと認めた場合は4月以内とする。
  - ④ 重度訪問介護従業者養成研修統合課程、同行援護従業者養成研修一般課程及び行動援護従業者養成研修課程にあつては2月以内とする。ただし、地域の実情等により地方局長がやむを得ないと認めた場合は4月以内とする。
  - ⑤ 重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程及び同行援護従業者養成研修応用課程にあつては1月以内とする。ただし、地域の実情等により地方局長がやむを得ないと認めた場合は2月以内とする。  
また、同行援護従業者養成研修一般課程と同行援護従業者養成研修応用課程を同時並行的に実施する場合にあつては、3月以内とする。ただし、地域の実情等により地方局長がやむを得ないと認めた場合は6月以内とする。
- (4) 講義を担当する講師について、学歴、職歴、資格、実務経験等に照らし、各科目を担当するために適切な人材が適当な人数確保されていること。
- (5) 実習を行うのに適当な施設を実習施設として利用でき、かつ連携して実習実施計画が定められていること。

### 第4 研修受講者に関する要件

- (1) 研修受講者に研修内容等を明示するため、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした学則等を定め、公開すること。
  - ① 開講の目的
  - ② 研修の名称

- ③ 実施場所
  - ④ 研修期間
  - ⑤ 研修課程（カリキュラム）
  - ⑥ 講師氏名
  - ⑦ 研修修了の認定方法
  - ⑧ 募集時期及び開講時期
  - ⑨ 受講資格及び定員
  - ⑩ 使用テキストの名称等
  - ⑪ 募集時期及び受講手続（募集要領等）
  - ⑫ 授業料、実習費等
  - ⑬ 欠席者に対する補講の実施有無、方法及び補講にかかる費用等の取扱い
  - ⑭ その他研修実施に関し必要な事項
- (2) 研修の修了は全科目履修を条件とする。なお、欠席者に対し補講を実施し、それにより研修の修了とする場合は、受講開始の日から第3の(3)に記載する期間内に行わなければならない。
- (3) 修了者には修了証明書（別紙2）及び修了証明書（携帯用）（別紙3）を交付するものとする。

## 第5 指定の申請等

- (1) 事業者の指定を受けようとする者は、居宅介護等従業者養成研修事業指定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、募集を開始する日の1月前までに地方局長に提出しなければならない。
- ① 学則等（第4の(1)を満たすもの）
  - ② 研修課程
  - ③ 講義を行う講師の氏名、履歴、担当科目及び専任兼任の別
  - ④ 実習に利用する施設の名称、所在地及び設置者の氏名（法人にあっては、その名称）並びに利用計画表（利用日時、講義名が入ったもの）及び当該施設の設置者の承諾書
  - ⑤ 修了証明書及び修了証明書（携帯用）の見本
  - ⑥ 研修事業に係る収支予算の細目及び次年度の収支予算計画
  - ⑦ 申請者が法人であるときは、定款、寄附行為その他の約款等
  - ⑧ 申請者の資産状況（申請者の財産目録、貸借対照表等）
- (2) 講義を通信の方法によって行う場合にあつては、前項各号に定める書類に加え、次に掲げる書類を添付しなければならない。なお、面接指導にかかる必要時間数は、障害者居宅介護従業者基礎研修課程にあつては3時間以上、重度訪問介護従業者養成研修追加課程、重度訪問介護従業者養成研修統合課程、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程、同行援護従業者養成研修応用課程及び行動援護従業者養成研修課程にあつては1時間以上でなければならない。
- ① 通信添削課題
  - ② 添削指導及び面接指導の方法等
  - ③ 面接指導の実施期間における講義室及び演習室の設置者の承諾書

## 第6 研修事業実施計画書の提出

事業者は、研修事業を実施する場合には、各研修の募集を開始する日の1月前までに、あらかじめ居宅介護等従業者養成研修事業実施計画書（様式第2号）に次に掲げる書類を添付して地方局長に提出しなければならない。

- (1) 学則等（第4の(1)を満たすもの）
- (2) 研修課程
- (3) 研修日程表
- (4) 講義を行う講師の氏名、履歴、担当科目及び専任兼任の別
- (5) 実習に利用する施設の名称、所在地及び設置者の氏名（法人にあっては、その名称）並びに利用計画表（利用日時、講義名が入ったもの）及び当該施設の設置者の承諾書

(6) 研修事業にかかる収支予算の細目

(7) 定款、寄附行為その他の約款等（申請者が法人で指定後に変更があった場合のみ）

なお、事業者指定申請時には、同時に研修事業実施計画書を提出しなければならない。ただし、その場合にあっては、上記（１）、（２）、（４）から（７）は重複するので添付不要とする。

#### 第7 変更の届出等

事業者は、第5、第6の申請の内容を変更する場合には、地方局長に対し、すみやかに居宅介護等従業者養成研修事業者指定・研修事業実施計画変更届出書（様式第3号）を提出しなければならない。

なお、第5（１）①から⑤、第6（１）から（５）の事項に変更を加える場合にあっては、変更について地方局長の承認を受けなければならない。

#### 第8 研修事業実績報告書の提出

(1) 事業者は、各研修終了後1月以内に居宅介護等従業者養成研修事業実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添付して地方局長に提出しなければならない。

① 居宅介護等従業者養成研修修了者名簿（様式第5号）

② 居宅介護等従業者養成研修実施状況報告書（様式第6号）

(2) 研修事業を同一年度に2回以上行う場合は、当該年度の最後の研修事業に係る実績報告の際、居宅介護等従業者養成研修事業実績報告書（総括）（様式7号）及び研修事業全体の収支決算書を併せて提出するものとする。

#### 第9 調査及び指導

(1) 地方局長は、研修事業の実施等に関して必要があると認められるときは、事業者の事務所及び研修実施場所等において実地調査を行い、必要に応じて指定事業者に対し報告を求めることができる。

また、これにより適正を欠くと認めるときは、指定事業者に対して改善指導を行うことができる。

(2) 地方局長は、前項に基づく改善指導に指定事業者が従わない場合は、改善が認められるまで、研修事業の中止を命ずることができる。なお、この場合においては、あらかじめ書面をもって事業者に通知するものとする。

#### 第10 指定の休止、廃止及び再開

(1) 事業者は、研修事業を休止、廃止又は再開しようとする場合には、地方局長に対し、届け出なければならない。ただし、各研修のうち研修途中のものがあるときは、その研修が修了するまで研修事業を休止、廃止できない。

(2) 前項により届け出をしようとする事業者は、事業を休止もしくは廃止した日から10日以内に、再開しようとする場合は募集を開始する日の1月前までに、次の各号に掲げる事項を記載し、居宅介護等従業者養成研修事業休廃止、再開届（様式第8号）を地方局長に提出しなければならない。

① 休止した場合は、その研修の名称及び課程、休止した年月日、休止した理由、休止予定期間。

② 廃止した場合は、その研修の名称及び課程、廃止した年月日、廃止した理由。

③ 再開する場合は、その研修の名称及び課程、廃止した年月日、再開予定年月日。

(3) 前項により、廃止に係る届が提出された場合、地方局長は指定を取消すものとする。

(4) 事業者から届け出なく研修事業が1年度間開講されない場合、地方局長は研修事業を廃止したものとみなし居宅介護等従業者養成研修事業者指定廃止通知書（様式第9号）により事業者あて通知するものとする。

#### 第11 指定の取消し

(1) 地方局長は、事業者が次のいずれかに該当するときは、指定を取消すことができる。

① 第2の（１）及び（２）に掲げる要件に適合しなくなったとき。

② 指定申請、実施計画及び実績報告等において虚偽の申請又は報告を行ったとき。

- ③ 事業の実施に関し、不正な行為があったとき。
  - ④ 第9の(1)に定める改善指導に従わないとき。
  - ⑤ その他、事業を適正に実施する能力が欠けると認められるとき。
- (2) 地方局長は、前項に定める指定の取消しを行う場合においては、あらかじめ書面をもって事業者へ通知するものとする。

#### 第12 聴聞の機会

地方局長は、第9の(2)に定める研修事業の中止を命ずる場合及び第11に定める指定の取消しを行う場合においては、当該事業者に対して聴聞を行うものとする。

#### 第13 個人情報

事業者は、個人情報保護の重要性を認識し、研修事業の実施等に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

#### 第14 その他

- (1) 事業者は、事業運営上知り得た研修受講者に係る秘密の保持について、十分留意しなければならない。
- (2) 事業者は、研修受講者が実習等において知り得た個人の秘密の保持について、受講者が十分に留意するよう指導しなければならない。
- (3) 事業者は、受講者の研修への出席状況、成績等に関する書類、事業に係る収入、支出の書類及び関係書類を整理し、研修事業の終了の翌年度から起算して、5年間は保管しなければならない。
- (4) 地方局長は、研修事業者の指定状況を記録するため、居宅介護等従業者養成研修事業者指定台帳(様式第10号)を備えるものとする。

#### 附 則

- 1 この要領は平成15年10月1日から施行する。
- 2 「障害者(児)ホームヘルパー養成研修事業指定要領」及び「ガイドヘルパー養成研修事業指定要領」(平成14年11月22日障第1017号)は廃止する。
- 3 前項に掲げる指定要領により指定を受けている事業者(中核市に属する区域で研修を実施する事業者を除く。)は、平成16年3月31日までの期間については通知第1の7の(5)に基づき引き続き指定されているものとみなす。ただし、同日までに本要領に基づき改めて申請し、指定を受けなければその効力を失うものとする。

#### 附 則

この要領は平成19年2月20日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

#### 附 則

この要領は平成23年10月19日から施行する。

#### 附 則

この要領は平成24年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は平成25年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年5月12日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別紙1

居宅介護等従業者養成研修事業カリキュラム

1 居宅介護職員初任者研修課程

(1) 講義	計	130時間
① 職務の理解	小計	6時間
ア 多様なサービスの理解		
イ 介護職の仕事内容や働く現場の理解		
② 介護における尊厳の保持・自立支援	小計	9時間
ア 人権と尊厳の保持		
イ 自立に向けた介護		
③ 介護の基本	小計	6時間
ア 介護職の役割、専門性と多職種との連携		
イ 介護職の職業倫理		
ウ 介護における安全の確保とリスクマネジメント		
エ 介護職の安全		
④ 介護・福祉サービスの理解と医療の連携	小計	9時間
ア 介護保険制度		
イ 医療との連携とリハビリテーション		
ウ 障害者自立支援制度およびその他制度		
⑤ 介護におけるコミュニケーション技術	小計	6時間
ア 介護におけるコミュニケーション		
イ 介護におけるチームのコミュニケーション		
⑥ 障害の理解	小計	6時間
ア 障害の基礎的理解		
イ 障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かかわり支援等の基礎的知識		
ウ 家族の心理、かかわり支援の理解		
⑦ 認知症・行動障害の理解	小計	6時間
ア 行動障害とは		
イ 自閉症の理解		
ウ 自閉症の障害特性		
エ 行動障害が起きる背景の理解		
オ 行動障害を起こさないようにするための支援とは		
カ 認知症を取り巻く状況及び医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理		
キ 認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活及び家族への支援		
⑧ 老化の理解	小計	3時間
ア 老化に伴うこころとからだの変化と日常		
イ 高齢者と健康		
⑨ こころとからだのしくみと生活支援技術	小計	75時間
ア 基礎知識の学習	10-13時間	
イ 生活支援技術の講義・演習	50-55時間	
ウ 生活支援技術演習	10-12時間	
⑩ 振り返り	小計	4時間
ア 振り返り		
イ 就業への備えと研修終了後における継続的な研修		

注意：通信形式で実施できる科目ごとの上限時間と各科目の総時間は次のとおりとする

① 職務の理解		0時間
② 介護における尊厳の保持・自立支援		7. 5時間
③ 介護の基本		3時間
④ 介護・福祉サービスの理解と医療の連携		7. 5時間
⑤ 介護におけるコミュニケーション技術		3時間
⑥ 障害の理解		3時間
⑦ 認知症・行動障害の理解		3時間
⑧ 老化の理解		1. 5時間
⑨ こころとからだのしくみと生活支援		12時間
⑩ 振り返り		0時間
合計		40. 5時間
2 障害者居宅介護従業者基礎研修	合計	50時間
(1) 講義	計	25時間
① 福祉サービスを提供する際の基本的な考え方に関する講義	小計	3時間
ア サービス提供の基本視点		3時間
② 障害者福祉及び高齢者保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義	小計	4時間
ア 障害者（児）福祉の制度とサービス		2時間
イ 高齢者福祉の制度とサービス		2時間
③ 居宅介護に関する講義	小計	3時間
ア 居宅介護サービス概論及び居宅介護従業者の職業倫理		3時間
④ 障害者及び高齢者の疾病、障害等に関する講義	小計	3時間
ア 障害・疾病の理解、心理、家族の理解		3時間
⑤ 基礎的な介護技術に関する講義	小計	3時間
ア 介護概論		3時間
⑥ 家事援助の方法に関する講義	小計	4時間
ア 家事援助の方法		4時間
⑦ 医学等の関連する領域の基礎的な知識に関する講義	小計	5時間
ア 医学の基礎知識		3時間
イ 真理面への援助方法		2時間
(2) 演習	計	17時間
① 福祉サービスを提供する際の基本的な態度に関する演習（共感的理解と基本的態度の形成）		4時間
② 基礎的な介護技術に関する演習（介護技術入門）		10時間
③ 事例の検討等に関する演習		3時間
(3) 実習	計	8時間
① 生活介護を行う事業所等のサービス提供現場の見学	小計	8時間
3 重度訪問介護従業者養成研修基礎課程	合計	10時間
(1) 講義	計	3時間
① 重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義		2時間
② 基礎的な介護技術に関する講義		1時間
(2) 実習	計	7時間
① 基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習		5時間

② 外出時の介護技術に関する実習		2時間
4 重度訪問介護従業者養成研修追加課程	合計	10時間
(1) 講義	計	7時間
① 医療的ケアを必要とする重度訪問介護利用者の障害及び支援に関する講義		4時間
② コミュニケーションの技術に関する講義		2時間
③ 緊急時の対応及び危険防止に関する講義		1時間
注：重度訪問介護従業者養成研修追加研修課程の講義は、ビデオ視聴による受講に代えることができる。		
(2) 実習	計	3時間
① 重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習		3時間
5 重度訪問介護従業者養成研修統合課程	合計	20, 5時間
(1) 講義	小計	11時間
① 重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義		2時間
② 基礎的な介護技術に関する講義		1時間
③ コミュニケーションの技術に関する講義		2時間
④ 喀痰吸引（かくたんきゅういん）を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義1		3時間
⑤ 経管栄養を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義2		3時間
(2) 演習	小計	1時間
① 喀痰吸引等に関する演習		1時間
(3) 実習	小計	8. 5時間
① 基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習		3時間
② 外出時の介護技術に関する実習		2時間
③ 重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習		3. 5時間
注：基本研修に係る科目及び喀痰吸引等を実施するために必要となるその他研修等については、「喀痰吸引等研修実施要綱について」（平成24年3月30日社発発0330第43号）等に基づいて行う。		
6 重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程	合計	12時間
(1) 講義	計	6時間
① 強度行動障害がある者の基本的理解に関する講義	1.	5時間
② 強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識に関する講義		5時間
(2) 演習	計	6時間
① 基本的な情報収集と記録等の共有に関する演習		1時間
② 行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解に関する演習		3時間
③ 行動障害の背景にある特性の理解に関する演習	1.	5時間
7 同行援護従業者養成研修一般課程	合計	20時間
(1) 講義	計	12時間
① 視覚障害者（児）福祉サービス		1時間
② 同行援護の制度と従業者の業務		2時間
③ 障害・疾病の理解①		2時間
④ 障害者（児）の心理①		1時間



⑤ 情報支援と情報提供		2時間
⑥ 代筆・代読の基礎知識		2時間
⑦ 同行援護の基礎知識		2時間
(2) 演習	計	8時間
① 基本技能		4時間
② 応用技能		4時間
8 同行援護従業者養成研修応用課程	合計	12時間
(1) 講義	計	2時間
① 障害・疾病の理解②		1時間
② 障害者（児）の心理②		1時間
(2) 演習	計	10時間
① 場面別基本技能		3時間
② 場面別応用技能		3時間
③ 交通機関の利用		4時間
注：8に定める研修課程は、7に定める内容以上の研修の課程を修了した者を対象に行われるものとする。		
9 行動援護従業者養成研修課程	合計	24時間
(1) 講義	計	10時間
① 強度行動障害がある者の基本的理解に関する講義	1.	5時間
② 強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識に関する講義		5時間
③ 強度行動障害がある者へのチーム支援に関する講義		3時間
④ 強度行動障害と生活の組立てに関する講義	0.	5時間
注：行動援護従業者養成研修課程の講義は、ビデオ視聴による受講に代えることができる。		
(2) 演習	計	14時間
① 基本的な情報収集と記録等の共有に関する演習		1時間
② 行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解に関する演習		3時間
③ 行動障害の背景にある特性の理解に関する演習	1.	5時間
④ 障害特性の理解とアセスメントに関する演習		3時間
⑤ 環境調整による強度行動障害の支援に関する演習		3時間
⑥ 記録に基づく支援の評価に関する演習	1.	5時間
⑦ 危機対応と虐待防止に関する演習		1時間

別表

居宅介護等従業者養成研修事業免除科目及び時間

- 1 重度訪問介護従業者養成研修基礎課程修了者が、障害者居宅介護従業者基礎研修課程を受講する場合
  - (1) 講義
    - ア 居宅介護に関する講義（3時間）のうち、重度の肢体不自由者に関するもの
    - イ 基礎的な介護技術に関する講義（3時間）のうち、重度の肢体不自由者に関するもの
- 2 重度訪問介護従業者養成研修追加課程修了者が、障害者居宅介護従業者基礎研修課程を受講する場合
  - (1) 講義
    - ア 居宅介護に関する講義（3時間）のうち、重度の肢体不自由者に関するもの
    - イ 障害者及び高齢者の疾病、障害等に関する講義（3時間）のうち、重度の肢体不自由者の疾病及び障害等に関するもの
    - ウ 基礎的な介護技術に関する講義（3時間）のうち、重度の肢体不自由者に関するもの
    - エ 医学等の関連する領域の基礎的な知識に関する講義（5時間）のうち、重度の肢体不自由者の医療に関するもの
- 3 重度訪問介護従業者養成研修統合課程修了者が、障害者居宅介護従業者基礎研修課程を受講する場合
  - (1) 講義
    - ア 居宅介護に関する講義（3時間）のうち、重度の肢体不自由者に関するもの
    - イ 障害者及び高齢者の疾病、障害等に関する講義（3時間）のうち、重度の肢体不自由者の疾病及び障害等に関するもの
    - ウ 基礎的な介護技術に関する講義（3時間）のうち、重度の肢体不自由者に関するもの
    - エ 医学等の関連する領域の基礎的な知識に関する講義（5時間）のうち、重度の肢体不自由者の医療に関するもの
- 4 重度訪問介護養成研修行動障害支援課程修了者が、障害者居宅介護従業者基礎研修課程を受講する場合
  - (1) 講義
    - ア 障害者福祉及び高齢者保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義（4時間）のうち、知的障害及び精神障害に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関するもの
    - イ 障害者及び高齢者の疾病、障害等に関する講義（3時間）のうち、知的障害者及び精神障害者の疾病及び障害等に関するもの
- 5 同行援護従業者養成研修一般課程修了者が、障害者居宅介護従業者基礎研修課程を受講する場合
  - (1) 講義
    - ア 障害福祉及び高齢者保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義（4時間）のうち、視覚障害に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関するもの
    - イ 障害者及び高齢者の疾病、障害等に関する講義（3時間）のうち、視覚障害者の疾病及び障害等に関するもの
    - ウ 基礎的な介護技術に関する講義（3時間）のうち、視覚障害に関するもの
    - エ 医学等の関連する領域の基礎的な知識に関する講義（5時間）のうち、視覚障害に関するもの

るもの

6 行動援護従業者養成研修課程修了者が、障害者居宅介護従業者基礎研修課程を受講する場合

(1) 講義

- ア 障害者福祉及び高齢者保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義（４時間）のうち、知的障害者及び精神障害に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関するもの
- イ 障害者及び高齢者の疾病、障害等に関する講義（３時間）のうち、知的障害者及び精神障害者の疾病及び障害等に関するもの
- ウ 基礎的な介護技術に関する知識（３時間）のうち、基礎的な移動の介護に係る技術に関する講義

7 告示による廃止前の「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」

（平成１８年３月３１日厚生労働省告示第２０９号。以下「旧告示」という。）に基づく視覚障害者外出介護従業者養成研修課程修了者又は旧告示による廃止前の「指定居宅介護及び基準該当居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成１５年３月２４日厚生労働省告示第１１０号。以下「１５年告示」という。）に基づく視覚障害者移動介護従業者養成研修課程修了者が、障害者居宅介護従業者基礎研修課程を受講する場合

(1) 講義

- 障害者福祉及び高齢者保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義（４時間）のうち高齢者保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義を除いたもの
- ア 居宅介護に関する講義（３時間）
- イ 障害者及び高齢者の疾病、障害等に関する講義（３時間）のうち、視覚障害者の疾病及び障害等に関するもの
- ウ 基礎的な介護技術に関する講義（３時間）のうち、基礎的な移動の介護に係る技術に関する講義

8 旧告示に基づく全身性障害者外出介護従業者養成研修課程修了者又は１５年告示に基づく全身性障害者移動介護従業者養成研修課程修了者が、障害者居宅介護従業者基礎研修課程を受講する場合

(1) 講義

- ア 障害者福祉及び高齢者保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義（４時間）のうち高齢者保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義を除いたもの
- イ 居宅介護に関する講義（３時間）
- ウ 障害者及び高齢者の疾病、障害等に関する講義（３時間）のうち、全身性障害者の疾病及び障害等に関するもの
- エ 基礎的な介護技術に関する講義（３時間）のうち、基礎的な移動の介護に係る技術に関する講義

9 旧告示に基づく知的障害者外出介護従業者養成研修課程修了者又は１５年告示に基づく知的障害者移動介護従業者養成研修課程修了者が、障害者居宅介護従業者基礎研修課程を受講する場合

(1) 講義

- ア 障害者福祉及び高齢者保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義（４時間）のうち高齢者保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する

講義を除いたもの

イ 居宅介護に関する講義（3時間）

ウ 障害者及び高齢者の疾病、障害等に関する講義（3時間）のうち、知的障害者の疾病及び障害等に関するもの

エ 基礎的な介護技術に関する講義（3時間）のうち、基礎的な移動の介護に係る技術に関する講義

10 旧告示及び15年告示に基づく日常生活支援従業者養成研修課程修了者が、障害者居宅介護従業者基礎研修課程を受講する場合

(1) 講義

ア 居宅介護に関する講義（3時間）

イ 障害者及び高齢者の疾病及び障害等に関する講義（3時間）のうち、全身性障害者の疾病及び障害等に関するもの

ウ 基礎的な介護技術に関する講義（3時間）のうち、全身性障害者の基礎的な介護に係る技術に関する講義

11 都道府県が実施する移動支援従業者養成研修の視覚障害者移動支援従業者養成研修課程修了者又は修了予定者が、同行援護従業者養成研修一般課程を受講する場合

(1) 講義

ア 視覚障害者（児）福祉サービス 1時間

イ 同行援護の制度と従業者の業務に関する講義（2時間）のうち、同行援護の制度と同行援護制度の利用に関する講義を除いたもの

ウ 障害・疾病の理解① 2時間

エ 障害者（児）の心理① 1時間

オ 情報支援と情報提供に関する講義（2時間）のうち、状況や場面別での情報提供に関する講義を除いたもの

カ 同行援護の基礎知識 2時間

(2) 演習

ア 基本技能 4時間

イ 応用技能 4時間

12 障害者自立支援対策臨時特例交付金による基金事業における視覚障害者移動支援事業従事者資質向上研修修了者が、同行援護従業者養成研修一般課程を受講する場合

(1) 講義

ア 視覚障害者（児）福祉サービス 1時間

イ 同行援護の制度と従業者の業務に関する講義（2時間）のうち、同行援護の制度と同行援護制度の利用に関する講義を除いたもの

ウ 障害・疾病の理解① 2時間

エ 障害者（児）の心理① 1時間

オ 情報支援と情報提供に関する講義（2時間）のうち、状況や場面別での情報提供に関する講義を除いたもの

カ 代筆・代読の基礎知識に関する講義（2時間）のうち、情報支援機器に関する講義を除いたもの

キ 同行援護の基礎知識 2時間

(2) 演習

ア 基本技能 4時間

イ 応用技能 4時間

13 障害者自立支援対策臨時特例交付金による基金事業における視覚障害者移動支援事業従事者資質向上研修修了者が、同行援護従業者養成研修応用課程を受講する場合

(1) 講義

ア 障害・疾病の理解②	1時間
イ 障害者（児）の心理②	1時間
(2) 演習	
ア 場面別基本技能	3時間
イ 場面別応用技能	3時間
ウ 交通機関の利用	4時間

別紙2

年 月 日  (代 表 者 名)  ㊦	指定居宅介護等の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるもの(平成十八年九月二十九日厚生労働省告示第五百三十八号)に規定する研修の(別記)課程を修了したことを証明する。	第 号  修了証明書  氏 名  年 月 日生
--	---	---

(別記)

「居宅介護職員初任者研修」、「障害者居宅介護従業者基礎研修」、「重度訪問介護従業者養成研修基礎」、「重度訪問介護従業者養成研修追加」、「重度訪問介護従業者養成研修統合」、「重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援」、「同行援護従業者養成研修一般」、「同行援護従業者養成研修応用」、「行動援護従業者養成研修」のいずれかを記載すること。

別紙3

年 月 日  (代 表 者 名)  ㊦	指定居宅介護等の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるもの(平成十八年九月二十九日厚生労働省告示第五百三十八号)に規定する研修の(別記)課程を修了したことを証明する。	第 号  修了証明書(携帯用)  氏 名  年 月 日生
--	---	--

(別記)

「居宅介護職員初任者研修」、「障害者居宅介護従業者基礎研修」、「重度訪問介護従業者養成研修基礎」、「重度訪問介護従業者養成研修追加」、「重度訪問介護従業者養成研修統合」、「重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援」、「同行援護従業者養成研修一般」、「同行援護従業者養成研修応用」、「行動援護従業者養成研修」のいずれかを記載すること。

(様式第1号)

居宅介護等従業者養成研修事業指定申請書

年 月 日

地方局長 様

申請者

〒

住所（法人にあつては、主たる事業所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者職氏名）印

電話番号

居宅介護等従業者養成研修事業のうち（ ）課程）の指定を受けたいので、  
愛媛県居宅介護等従業者養成研修事業指定要領第5の規定により下記のとおり申請します。

記

1 研修の名称

2 養成研修課程

3 研修事業の実施場所

（講義を通信の方法によって行おうとする場合は、主たる事業所の所在地）

4 募集開始予定年月日 年 月 日

5 研修事業の実施予定期間 年 月 日～ 年 月 日

6 実習又は演習予定施設の名称及び所在地

添付書類

(1) 学則等（第4の（1）を満たすもの）

(2) 研修課程

(3) 講義を行う講師の氏名、履歴、担当科目及び専任兼任の別

(4) 実習に利用する施設の名称、所在地及び設置者の氏名（法人にあつては、その名称）並びに利用  
計画表（利用日時、講義名が入ったもの）及び当該施設の設置者の承諾書

(5) 修了証明書及び修了証明書（携帯用）の見本

(6) 研修事業に係る収支予算の細目及び次年度の収支予算計画

(7) 申請者が法人であるときは、定款、寄附行為その他の約款等

(8) 申請者の資産状況（申請者の財産目録、貸借対照表等）

(様式第2号)

居宅介護等従業者養成研修事業実施計画書

年 月 日

地方局長 様

申請者

〒

住所（法人にあつては、主たる事業所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者職氏名）印

電話番号

居宅介護等従業者養成研修事業（ 課程）を実施したいので、愛媛県居宅介護等従業者養成研修事業指定要領第6の規定により提出します。

記

1 研修の名称

2 養成研修課程

3 研修事業の実施場所

（講義を通信の方法によって行おうとする場合は、主たる事業所の所在地）

4 研修事業の実施予定期間

年

月

日～

年

月

日

添付書類

（1）学則等（指定要領第4の（1）を満たすもの）

（2）研修課程

（3）研修日程表

（4）講義を行う講師の氏名、履歴、担当科目及び専任兼任の別

（5）実習に利用する施設の名称、所在地及び設置者の氏名（法人にあつては、その名称）並びに利用計画表（利用日時、講義名が入ったもの）及び当該施設の設置者の承諾書

（6）研修事業にかかる収支予算の細目

（7）定款、寄附行為その他の約款等（申請者が法人で指定後に変更があつた場合のみ）



(様式第3号)

居宅介護等従業者養成（研修事業者指定・研修事業実施計画）変更届出（申請）書

年 月 日

地方局長 様

申請者

〒

住所（法人にあつては、主たる事業所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者職氏名）印

電話番号

年 月 日付け 第 号で指定を受けた（居宅介護等従業者養成研修事業（ 課程）、居宅介護等従業者養成研修事業実施計画書）について、下記のとおり変更したいので、愛媛県居宅介護等従業者養成研修事業指定要領第7の規定により届け出（申請）します。

記

1 変更の時期 年 月 日

2 変更の理由

3 変更内容

変更前	変更後

(添付書類)

変更に係る関係書類

(様式第4号)

居宅介護等従業者養成研修事業実績報告書

年 月 日

地方局長 様

申請者

〒

住所（法人にあつては、主たる事業所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者職氏名）印

電話番号

年 月 日付け 第 号で承認された居宅介護等従業者養成研修事業  
（ 課程）実績について下記のとおり作成したので、愛媛県居宅介護等従業者養成研修事業指定要領第8の規定により報告します。

記

1 研修の名称

2 養成研修課程

3 研修事業の実施期間 年 月 日～ 年 月 日

4 受講の状況 受講申込者 人

受講決定者 人

修了認定者 人

添付書類

(1) 居宅介護等従業者養成研修修了者名簿（様式第5号）

(2) 研修実施状況報告書（様式第6号）



(様式第6-1号)

居宅介護等従業者養成研修 講義実施状況報告書

研修名： 年度 第 回 居宅介護等従業者養成研修  
( 課程)

科目名：

講義日時： 年 月 日 : ~ :

No.	受講者氏名	No.	受講者氏名
1		21	
2		22	
3		23	
4		24	
5		25	
6		26	
7		27	
8		28	
9		29	
10		30	
11		31	
12		32	
13		33	
14		34	
15		35	
16		36	
17		37	
18		38	
19		39	
20		40	
合計 名			

(居宅介護等従業者養成研修事業者) が行う居宅介護等従業者養成研修の講師として、上記のとおり 名に対する講義を実施しました。

年 月 日

所属

職名

署名

(様式第6-2号)

居宅介護等従業者養成研修 演習実施状況報告書

研修名： 年度 第 回 居宅介護等従業者養成研修  
( 課程)

科目名：

演習日時： 年 月 日 : ~ :

No.	受講者氏名	No.	受講者氏名
1		21	
2		22	
3		23	
4		24	
5		25	
6		26	
7		27	
8		28	
9		29	
10		30	
11		31	
12		32	
13		33	
14		34	
15		35	
16		36	
17		37	
18		38	
19		39	
20		40	
合計 名			

(居宅介護等従業者養成研修事業者) が行う居宅介護等従業者養成研修の講師として、上記のとおり 名に対する演習を実施しました。

年 月 日

所属

職名

署名

(様式第6-3号)

居宅介護等従業者養成研修 実習実施状況報告書

研修名： 年度 第 回 居宅介護等従業者養成研修  
( 課程)

科目名：

実習日時： 年 月 日 : ~ :

No.	実施日	時間	受講者氏名	指導担当者署名
1		～		
2		～		
3		～		
4		～		
5		～		
6		～		
7		～		
8		～		
9		～		
10		～		
11		～		
12		～		
13		～		
14		～		
15		～		
16		～		
17		～		
18		～		
19		～		
20		～		
合計 名				

(居宅介護等従業者養成研修事業者)が行う居宅介護等従業者養成研修の講師として、上記のとおり 名に対する実習を実施しました。

年 月 日

所在地

施設名等

代表者名

印

(注) 「指導担当者署名」の欄は、訪問介護同行訪問にあたっては、実習に係る訪問介護サービスを行った訪問介護員が署名すること。

(様式第7号)

居宅介護等従業者養成研修事業実績報告書（総括）

申請者	住所 (所在地)	
	氏名 (名称)	
研修事業名 (実施課程)		
実施期間 受講者数 及び 修了者数	第 回 ( 年 月 日～ 年 月 日) 受講者数 名 修了者数 名	
	第 回 ( 年 月 日～ 年 月 日) 受講者数 名 修了者数 名	
	第 回 ( 年 月 日～ 年 月 日) 受講者数 名 修了者数 名	
	計 回、受講者数 名 修了者数 名	
備考		

添付書類

研修事業全体の収支決算書

(様式第8号)

居宅介護等従業者養成研修事業休廃止、再開届

年 月 日

地方局長 様

申請者

〒

住所（法人にあつては、主たる事業所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者職氏名）印

電話番号

年 月 日付け 第 号で指定を受けた居宅介護等従業者養成研修事業  
（ 課程）を下記のとおり（休止・廃止・再開）したいので、愛媛県居宅介護等従業者養成研修事業指定要領第10の規定により届け出ます。

記

- 1 休止・廃止及び再開の時期 年 月 日
- 2 休止予定期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 休廃止の理由



(様式第9号)

居宅介護等従業者養成研修事業者指定廃止通知書

番 号  
年 月 日

住所（法人にあつては、主たる事業所の所在地）  
氏名（法人にあつては、名称及び代表者職氏名） 様

地方局長 印

年 月 日付け 第 号で指定した、居宅介護等従業者養成研修事業者  
（ 課程）については、居宅介護等従業者養成研修事業指定要領第10（4）の規定  
により研修事業を廃止したものとみなし、これを通知します。

なお、研修事業の廃止により、事業者としての指定は廃止とします。

記

廃止年月日 年 月 日



